

中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

中小企業の範囲

中小企業基本法では、中小企業の範囲を次のように定義しています。

中小企業は、我が国の企業の99.7%を占め、従業者の68.8%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしています。

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下の会社 又は 従業者数300人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金1億円以下の会社 又は 従業者数100人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金5千万円以下の会社 又は 従業者数50人以下の会社及び個人
サ ー ビ ス 業	資本金5千万円以下の会社 又は 従業者数100人以下の会社及び個人

※中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。

小規模企業の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員数20人以下	従業員数5人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。

なお、本ガイドブックでは、通常の定義と異なる場合にはその旨明記してあります。

※ 中小企業の定義について詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご参照下さい。

